

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3. 85%（税込）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ・ 当社が別に定める口座管理料をご負担いただく場合があります。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下にります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- ・ 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3丁目23-21
連 絡 先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある店舗にて承っております。

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

投資信託についてお客様にご負担いただく費用

■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.3%（税込）の場合は、概算で次のように計算します。

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額}$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.3\% \text{ (税込)}$$

<口数指定で申込>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）

$$\text{購入金額} = 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{購入時手数料} = 1,000,000 \text{ 円} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$$

となり、合計 1,033,000 円お支払いただくこととなります。

<金額指定で申込・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口})$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.3\%$$

$$\text{お支払金額 } 1,000,000 \text{ 円} = \text{購入金額} + \text{購入時手数料}$$

購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

最大の購入口数は 968,055 口になり、購入時手数料は 31,945 円になります。

購入時手数料を概算で求めるには、次の計算式で確認できます。

$$\text{購入時手数料} = (\text{購入金額} / (1 + 3.3\%)) \times 3.3\%$$

*上記の購入時手数料計算は概算です。実際の計算は、手数料を計算してから小数点以下を切捨てし、消費税を計算してから小数点以下を切捨てします。

*分配金再投資コース（一部銘柄で取扱）の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手数料はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

■運用（保有）時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」（最大 2.618%（税込み・概算））が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

■解約（換金）時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部（最大 0.5%）を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基

準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

<計算例：信託財産留保額が0.3%の場合>

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

$$\text{信託財産留保額} = 10,000 \text{ 円} \times 0.3\% = 30 \text{ 円}$$

$$\text{解約価額} = 10,000 \text{ 円} - 30 \text{ 円} = 9,970 \text{ 円} \text{ (10,000 口当り)} \text{ となります。}$$

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とかからない場合があり、かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

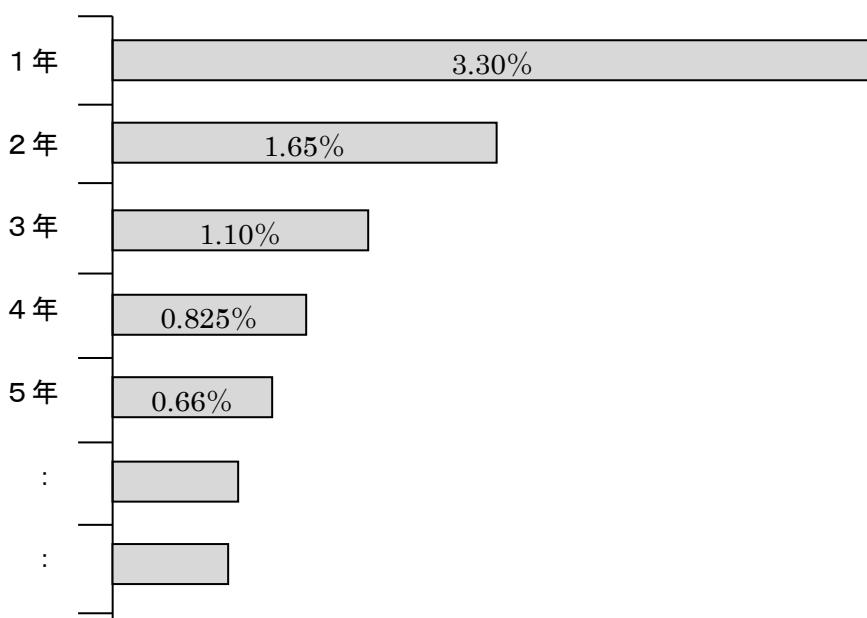
販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

僕もFX取引で困ってるんだ。どうしよう…。



投資信託の取引で困ったわ。どうしたらいいかしら。



株取引のトラブル、どこに聞けばいいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）は、法律に基づく公的な団体が連携した指定紛争解決機関（金融庁指定）です。証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX等のトラブルを公正・中立な立場で解決を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引（FX）・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます（預金、保険などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません）。公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます（あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます）。

詳しくはホームページへ <https://www.finmac.or.jp/>

FINMAC

検索



ご相談は
お気軽に！



0120-64-5005

フリーダイヤル

03-3669-9833

●月曜日～金曜日（祝日等を除く） ●午前9時～午後5時



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



かいわサポート

認証紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館



FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は?

公正!

金融商品取引法の指定・認定やADR促進法に基づく認証を受け、
中立的立場で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。

また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



迅速!

裁判では、かなり長い時間を要しますが、
あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます。

身近!

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



どのように相談にのってくれるの?



ステップ 1



相談・苦情
無料

ステップ 2



弁護士
所定の
あっせん申立て金

ステップ 3



解決

まずは、お電話ください。
中立・専門の相談員が応じます。

あっせんの場合には、公正・
中立の立場の弁護士があっ
せん手続きを行います。

通常1~3回程度の話し合いに
より、あっせんの成立(和解)、
打切りなど対応がなされます。



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

0120-64-5005

月曜日～金曜日(祝日等を除く) 午前9時～午後5時

<https://www.finmac.or.jp/>

アジア未来成長 株式ファンド (3ヶ月決算型)

追加型投信/海外/株式



NISA(成長投資枠)の対象ファンドです。
※販売会社によっては、お取り扱いが異なる場合があります。



商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年4回	アジア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月27日に関東財務局長に提出しており、2025年6月28日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードできる他、投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付致します。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

ベアリングス・ジャパン株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第396号

設立年月日：1986年1月13日

資本金：250百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:874億円

(資本金、運用純資産総額は2025年3月末日現在)

■投資顧問会社

(委託会社より当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、運用指図を行います。)

ベアリングス・シンガポール・ピー・ティー・イー・エルティディ(シンガポール法人)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

野村信託銀行株式会社

〈照会先〉ベアリングス・ジャパン株式会社

●ホームページ：<https://www.barings.com/ja-jp/individual>

●電話番号：03-4565-1040(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

主として、アジア未来成長株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、アジア諸国・地域(日本を除く)の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心におこなうことにより信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行うことを基本とします。

■ ファンドの特色

- 1** 主として、アジア未来成長株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、**アジア諸国・地域(日本を除く)の製造業に関連した銘柄**に投資します。
- 2** 個別銘柄の選定にあたっては、**成長性から見て株価が割安な銘柄**に着目します。
- 3** 実質組入外貨建資産については、**原則として為替ヘッジを行いません**。
- 4** **年4回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。**
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
※決算日:毎年3月、6月、9月、12月の各27日(休業日の場合は翌営業日)
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。
- 5** マザーファンドの運用にあたっては、**ベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ(シンガポール法人)**に運用指図に関する権限を委託します。

主な投資対象国・地域の一例



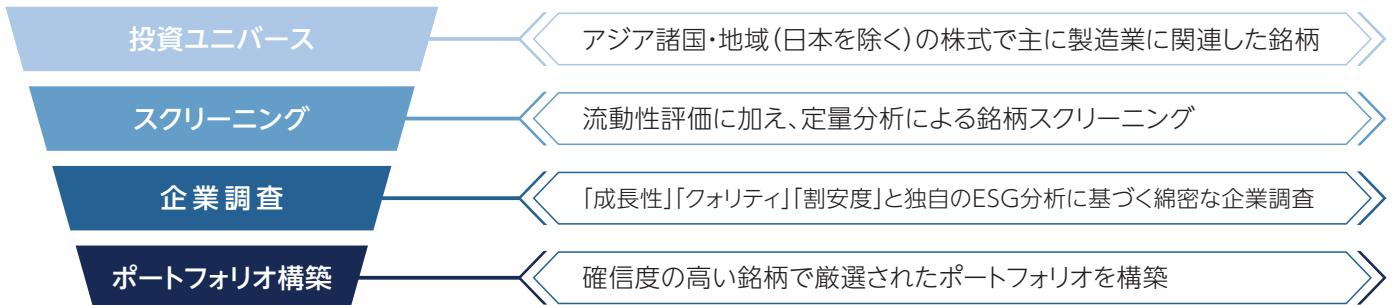
※これらは、主な投資対象国・地域の一例であり、常にこれら全てに投資するわけではありません。また、これら以外にも投資する場合があります。

※投資対象国・地域は、運用状況により変動します。

※資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの運用プロセス

今後5年程度で高い利益成長を達成する可能性が高く、**強固なビジネス基盤や財務体質、優れた経営陣**を有する企業に**割安と判断された株価**で投資します。

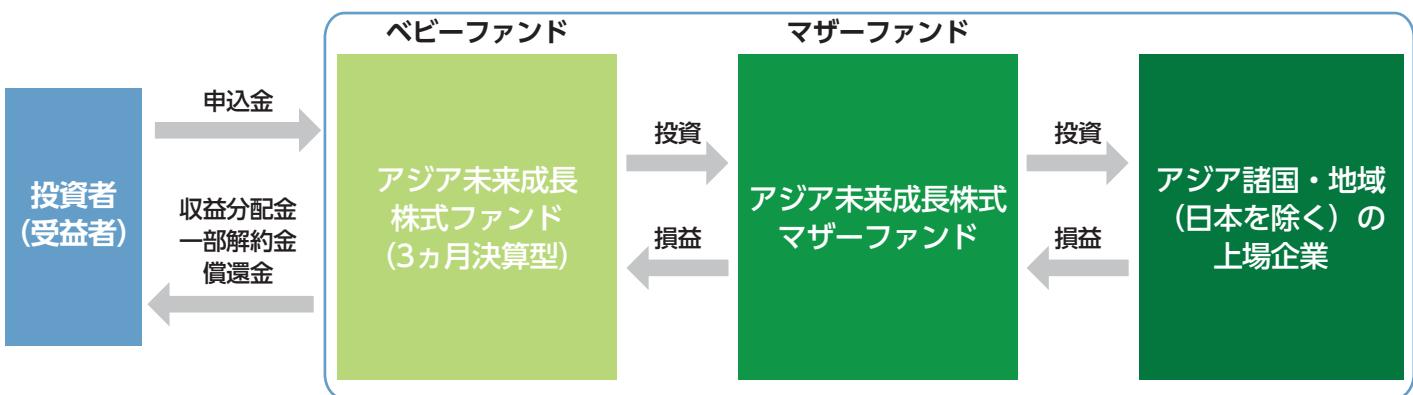


※資金動向および市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。(2025年4月末現在) 出所:ベアリングス・シンガポール・ピーティーイー・エルティディ

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者(受益者)の皆様からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年4回決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ② 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドはマザーファンドを通じてアジア諸国・地域(日本を除く)の上場株式など価格の変動する有価証券等に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、ご投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。ご投資者の皆様におかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

▶ 株式の価格変動リスク

当ファンドは株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は発行企業の業績、所属国・地域および世界の政治・経済情勢、市場の需給を反映して変動します。

▶ 流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

▶ 信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行会社が業績悪化、経営不振、倒産等に陥った場合には、その影響を受けて当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

▶ 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

▶ カントリー・リスク

当ファンドはアジア諸国・地域(日本を除く)の株式市場に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。

- ・当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・投資先がエマージング・マーケット(新興国市場)の場合、一般に先進国と比べて市場規模が小さいこと、また特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等)が想定されます。

▶ 中国A株に関するリスク

当ファンドの投資対象に含まれる中国A株は、QFII(適格国外機関投資家)制度上、資金回収に制限があります。また、中国政府の政策変更などにより、中国国外への送金規制や円と人民元の交換停止などの措置が取られる場合があり、中国A株に関連する投資信託財産の資金回収処理が予定通り行われない可能性があります。また、中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。中国の税制変更により当ファンドが投資する中国A株について所得税などの課税が行われることとなった場合は、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

▶ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てるために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

▶ ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

▶ その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額(信託財産)から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
 - ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を超過して支払われる場合があります。
 - ・ 投資者の取得価額(個別元本の状況)によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

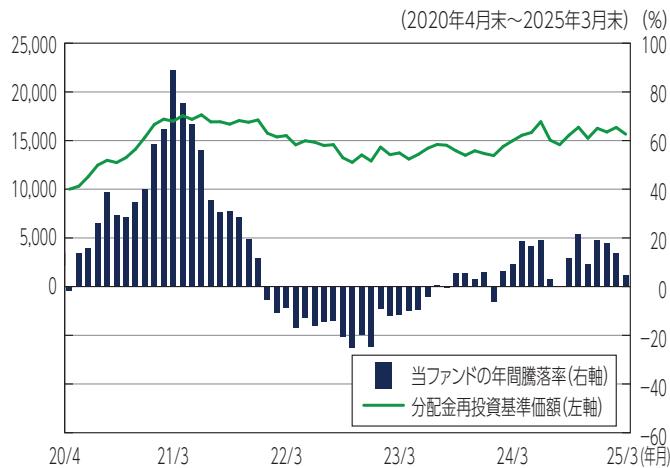
■ リスクの管理体制

委託会社では、「組織規程」に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および「金融商品取引法」、「投資信託及び投資法人に関する法律」その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用考查にかかるすべての権限および責任が付与された運用考查委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。また、流動性リスクについては、「公募投資信託に係る流動性リスク管理規程」及び「公募投資信託に係る流動性リスク管理規則」を定め、投資対象資産の流動性リスクの評価およびモニタリングを実施するとともに、緊急時の対応策を別途策定し、その有効性について適宜検証しております。流動性リスク管理責任者である経営企画室長は、流動性リスクの判定結果について月次で開催される運用考查委員会に報告するとともに、流動性リスクの管理状況を四半期毎に取締役会に報告しています。

(参考情報)

■ 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

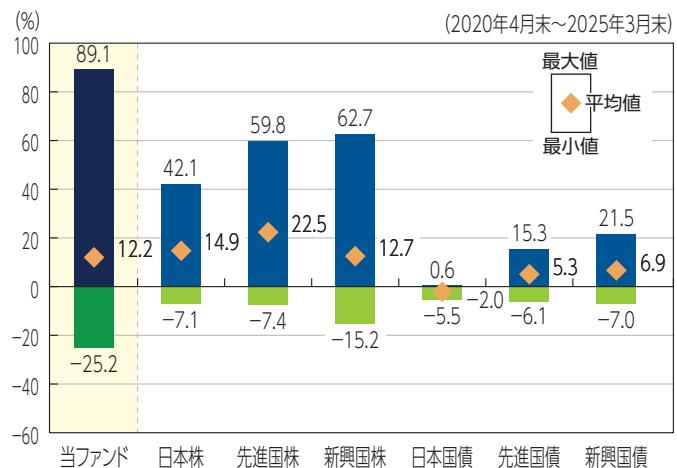


※当ファンドの年間騰落率は、2020年4月～2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2020年4月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2020年4月～2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指標>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

○各指標について

・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

・ NOMURA-BPI国債

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

■ 基準価額・純資産総額の推移



基準日	2025年 3月31日
設定日	2007年 9月 3日

基準価額	12,864円
純資産総額	5.2億円

■ 分配の推移(税引前、1万口当たり)		
第65期	2024年 3月	50円
第66期	2024年 6月	50円
第67期	2024年 9月	50円
第68期	2024年12月	50円
第69期	2025年 3月	50円
直近1年間累計		200円
設定来累計		3,750円

■ 主要な資産の状況

<組入上位10銘柄>(マザーファンド)

銘柄名	国・地域名	業種	比率(%)
1 テンセント・ホールディングス	ケイマン	メディア・娯楽	9.2
2 台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	9.0
3 アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	8.8
4 サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.4
5 JDドットコム	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	4.7
6 メイチュアン	中国	消費者サービス	3.4
7 トリップ・ドット・コム・グループ	中国	消費者サービス	3.3
8 小米集團	中国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.2
9 比亞迪(BYD)	中国	自動車・自動車部品	3.0
10 アクトン・テクノロジー	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.1

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

※国・地域名は発行地(法人登録国)ベース。

<業種別構成比率>(マザーファンド)

種類	業種	比率(%)
株式	1 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21.4
	2 半導体・半導体製造装置	15.9
	3 一般消費財・サービス流通・小売り	13.5
	4 メディア・娯楽	11.9
	5 消費者サービス	7.9
	6 自動車・自動車部品	6.9
	7 資本財	4.9
	8 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.5
	9 耐久消費財・アパレル	3.0
	10 その他	8.3
現金等		3.0
合計		100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2025年は3月31日までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までに申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申込不可日	申込日が香港証券取引所の休業日。
購入の申込期間	2025年6月28日から2025年12月26日まで (上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2007年9月3日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。 ・信託契約を解約することが投資者(受益者)のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各27日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(3月、9月)の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年3月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。(マザーファンドにおいてもありません。)	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年1.76%(税抜1.60%)の率を乗じた額として日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	運用管理費用(信託報酬)の配分	支払先	純資産総額	内訳(年率)	主な役務の内容			
	委託会社	50億円未満の部分	0.80%	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価				
		50億円以上の部分	0.81%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価				
	販売会社	50億円未満の部分	0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価				
		50億円以上の部分	0.70%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価				
	受託会社	50億円未満の部分	0.10%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価				
		50億円以上の部分	0.09%					
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。								
委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、当ファンドが主として投資するマザーファンドの投資顧問会社(ベアリングス・シンガポール・ピーターイー・エルティディ(シンガポール法人))への運用報酬(年率0.567%以内)が含まれています。								
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務の諸費用、保管費用等がその都度(監査費用は日々)信託財産中から支払われます。 ※監査費用以外の「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。監査費用の料率については、請求目論見書をご参照ください。				監査費用:ファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料:有価証券等の売買の際に支払う手数料 信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 保管費用:資産を海外で保管する場合の費用			

※手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者(受益者)の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

● 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

● 法人の場合は上記とは異なります。

上記は2025年3月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2024年9月28日～2025年3月27日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.94%	1.76%	0.18%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※上記の費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

Memo

BARINGS

BARINGS